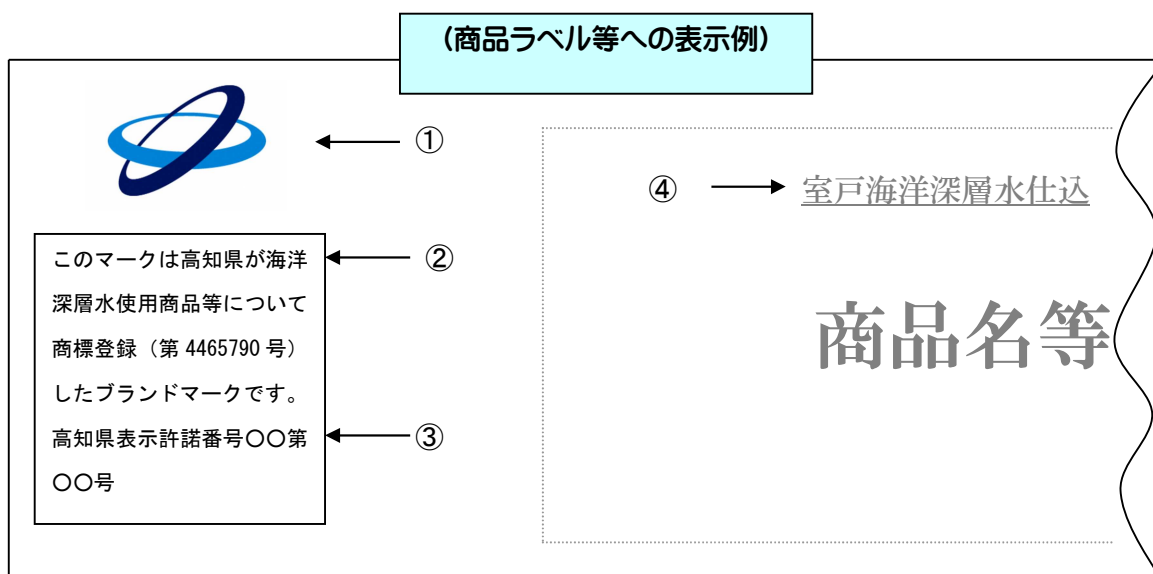


# 室戸海洋深層水ブランドマークの使用について

～～～具体的な表示に関する注意事項～～～



## ◆ブランドマークの使用位置について

- ①見やすい位置に表示してください。

## ◆商標登録番号及び表示許諾番号の記載について

適宜、ブランドマークの周辺に次の文言を併記してください。

- ②「このマークは高知県が海洋深層水使用商品等について商標登録（第 4465790 号）したブランドマークです」  
③「高知県表示許諾番号〇〇第〇〇号」

## ㊤その他（深層水使用割合の表示について）

④のように、商品ラベル等に深層水使用の旨を記載する場合、別途、深層水の“使用割合の表示”が必要となる場合があります。

なお、使用割合表示の要否及び表示方法等については、深層水の使用方法や使用割合等により商品ごとに異なりますので、海洋深層水推進室または下記の問い合わせ窓口にご相談ください。

- 高知県食品産業協議会  
高知市丸の内1丁2番20号（高知県庁地産地消・外商課内）  
TEL：088-855-5634  
FAX：088-823-9262
  
- 消費者庁 食品表示企画課  
東京都千代田区霞が関3-1-1  
TEL：03-3507-8800（代表）